



ヒト血清中酵素活性測定の勧告法

 γ -グルタミルトランスフェラーゼ

(1994-07-07)

日本臨床化学会
酵素専門委員会

序 文

日本臨床化学会酵素専門委員会はヒト血清中の γ -グルタミルトランスフェラーゼ [γ -glutamyltransferase, EC 2.3.2.2, (5-glutamyl)-peptide-amino acid 5-glutamyltransferase, γ -GT] 活性の測定法について勧告法を提示する。1992年、日本臨床化学会関東支部分析技術分科会を中心となり、 γ -GT活性測定の勧告法作成のプロジェクトを組織し、本酵素活性の至適測定条件についての検討を開始した。1993年7月の日本臨床化学会夏期セミナーにおいて中間報告を行い、その後、さらに検討を重ね、今回勧告法とし提示するものである。本法は、 γ -グルタミル基の受容体基質としてグリシルグリシン (glycylglycine) を供与体基質として、L- γ -グルタミル-3-カルボキシ-4-ニトロアニリド (L- γ -glutamyl-3-carboxy-4-nitroanilide, GluCANAと略) を用いる反応に基づくものであり、以下の理由により GluCANA が選ばれた。

現在、わが国では L- γ -グルタミル-4-ニトロアニリド (L- γ -glutamyl-4-nitroanilide) を供与体基質とする測定法が最も多く採用されているが、この基質は溶解性に難があり、さらに反応生成物である 4-ニトロアニリン (4-nitroaniline) が反応を阻害するとの報告もある。その他にも日常検査の現場で何種類かの基質が使用されているが、その多くは特許上の制約を受ける。GluCANAは 1993 年をもって特許権が消滅し、入手上の問題点は解消した。GluCANA は

他の基質に比し溶解度は高いが、その濃度を上げると、測定波長域における吸光度が上昇することから、基質濃度の設定に制約があり、最大活性 (V_{max}) の約 77% 程度の濃度にとどめざるをえないという問題はある。しかし、国際臨床化学会 (International Federation of Clinical Chemistry, IFCC) やヨーロッパ臨床検査標準化協議会 (European Committee for Clinical Laboratory Standards, ECCLS) の勧告法においても基質として採用されている点を考慮した。

[略語]

γ -GT: γ -glutamyltransferase (勧告名), (5-glutamyl)-peptide : amino-acid 5-glutamyltransferase (系統名), EC: 2.3.2.2,
GluCANA : L- γ -glutamyl-3-carboxy-4-nitroanilide, monoammonium salt, monohydrate, $C_{12}H_{12}N_3O_7NH_4 \cdot H_2O$
5ANB : 5-amino-2-nitrobenzoic acid, $C_7H_6N_2O_4$

適用範囲

本法は IFCC 法へのトレーサビリティを行う場合の測定法である。日本臨床化学会では、酵素活性測定の勧告法の反応温度のみを 37°C に変更して実施する測定法を、常用基準法と定めている (常用基準法の項参照)。本常用基準法は、日常検査法に対して基準となる測定法として、日常検査法による測定値のトレーサビリティを保つこと、あるいは常用酵素標準物質の値付けのために用いる。